

お持ちの空き家を有効活用しませんか？

【空き家バンクとは】

香取市内にある空き家の有効活用を目的として、住まなくなった空き家を貸したい・売りたいと考えている所有者と、空き家利用希望者との橋渡しを行う制度です。



空き家をお持ちの方で、**売買や賃貸による利活用をご希望**の次のような方は、香取市都市整備課までご連絡ください。

- ・ 適正に管理され、すぐにでも入居可能な空き家を所有
- ・ 多少の修繕は必要だが、まだ健在の空き家を所有
- ・ 将来的には利用したいが、それまでは貸し出したい方
- ・ 土地、建物の所有者全員の承諾が得られている

空き家をお持ちで気になる方は、お気軽にご相談ください。

問合せ先：都市整備課 TEL：0478-50-1214

不動産相談会を毎月開催しています

空き家バンクで香取市と協定を結んでいる、宅建協会北総支部が主催する、「**不動産お困りごと相談会**」が毎月開催となりました。所有の空家等のお悩みやお困りごとなど、様々な相談を受け付けています。是非、ご活用ください。

日時：毎月第3日曜日、11時～15時（要予約）

場所：市内の公民館等

※詳細については広報かとり又は市のホームページをご確認ください。



問合せ先：宅建協会北総支部 藤森 TEL：0478-75-2147

ご自宅の周辺に空き家はありませんか？

空き家の情報提供を お願いします

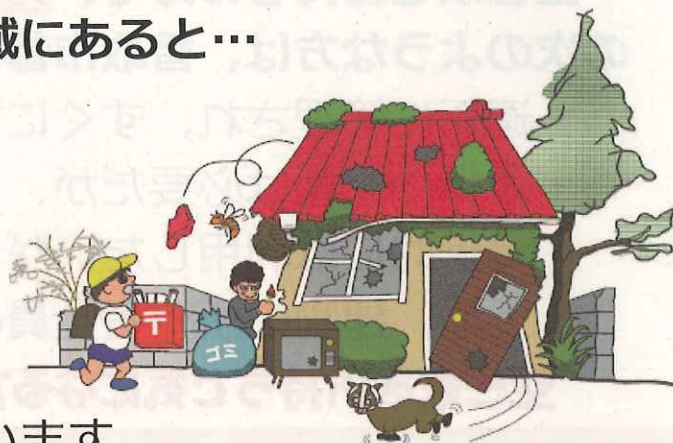
国において、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」が施行されました。

市では、この法律に基づき、適切な管理がなされていない空き家を「特定空家等」として認定し、その所有者に対して必要な措置を行っています。

■管理されていない空き家が地域にあると…

- ・ 損壊や倒壊の危険性
- ・ 不審者や放火の危険性
- ・ 樹木の越境や雑草の繁茂
- ・ ゴミの散乱や悪臭が発生
- ・ 地域の景観を損ねる

など、様々な問題が発生しています。



■市で把握している空き家件数（令和3年9月末現在）

- ・ 管理されている空き家 「空家等」 …546件
- ・ 管理されていない空き家「特定空家等」…141件

今後も空き家は増加傾向にあります。

情報提供をいただいた空き家については、市で現地調査を行い、所有者等に適正管理を行うよう指導・連絡をします。